

## 大津市保育所等建物賃借料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育所等の用に供する建物を賃借して保育所等を設置し、及び運営している者のうち、当該建物に係る賃借料の負担が特に重いものに対し、予算の範囲内においてその建物賃借料の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）及び地域型保育事業所（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所をいう。）をいう。
- (2) 賃借料加算 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による大津市保育所等建物賃借料補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、保育所等（建物賃借料が賃借料加算の額の3倍の額を超える建物を賃借して設置し、及び運営されるものであって、令和7年4月1日において現に設置され、及び運営されていたものに限る。）を設置し、及び運営している者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定により株式会社として存続しているものを含む。）を除く。）とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1施設につき、賃借する建物の建物賃借料の年額（認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項の規定により本市の認定を受けた児童に係る利用定員数（補助対象年度の4月1日における利用定員数（年度途中で開所する場合における当該年度にあっては、開所日における利用定員数）をいう。以下同じ。）を認定こども園全体の利用定員数で除した数を当該建物賃借料の年額に乗じた額）と賃借料加算の年額との差額から寄附金その他の収入額を控除した額（その額が22,000,000円を超えるときは、22,000,000円）に4分の3を乗じて得た額とする。

2 開所日の属する年度から起算して5年度を経過していない施設について補助金を交付する場合に

おける前項の適用については、同項中「額（その額が22,000,000円を超えるときは、22,000,000円）に4分の3を乗じて得た額」とあるのは、「額（その額が22,000,000円を超えるときは、22,000,000円）」とする。

（交付申請書）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育所等建物賃借料補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建物賃借契約書の写し

(2) 経費明細書

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育所等建物賃借料補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育所等建物賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育所等建物賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市保育所等建物賃借料補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育所等建物賃借料補助金変更承認申請書（様式第6号）又は大津市保育所等建物賃借料補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、第5条第2項に掲げる書類（交付申請時から変更があったものに限る。）を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育所等建物賃借料補助金変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市保育所等建物賃借料補助金中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市保育所等建物賃借料補助金変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市保育所等建物賃借料補助金中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育所等建物賃借料補助金実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建物賃借料の支払が確認できる書類

(2) 経費明細書

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育所等建物賃借料補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育所等建物賃借料補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（分割による交付請求書）

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書（一括によるものを除く。）は、大津市保育所等建物賃借料補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育所等建物賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育所等建物賃借料補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年12月15日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行し、改正後の大津市保育所等建物賃借料補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市保育所等建物賃借料補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	(1) 建物賃借契約書の写し (2) 経費明細書

大津市保育所等建物賃借料補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育所等建物賃借料補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

注1 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

2 交付条件の項については、滋賀県保育対策総合支援事業費補助金の交付条件を勘案して必要な条件を追記する。

大津市保育所等建物賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育所等建物賃借料補助金について、次のとおり  
交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等建物賃借料補助金の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第8条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等建物賃借料補助金の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号（第 9 条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市保育所等建物賃借料補助金変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育所等建物賃借料補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等建物賃借料補助金の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	(1) 建物賃借料の支払が確認できる書類 (2) 経費明細書

大津市保育所等建物賃借料補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金について、次のとおり大津市保育所等建物賃借料補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第12条関係）

大津市保育所等建物賃借料補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名



年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育所等建物賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
交 付 確 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育所等建物賃借料補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名



年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育所等建物賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に分割して交付を請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育所等建物賃借料補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育所等建物賃借料補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等建物賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育所等建物賃借料補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。